

お亡くなりになられた際の手続き



お亡くなりになられた方がいる場合、下表を参照のうえ、担当窓口で手続きをお願いします。

対象となる方	手続きの内容	お持ちいただくもの担当窓口	担当窓口
印鑑登録していた場合	印鑑登録証(カード)をお返してください。	印鑑登録証	町民課 町民生活班
国民健康保険加入者の場合	国民健康保険証をお返してください。	国民健康保険被保険者証	町民課
	葬祭費が支給されますので、窓口で申請してください。	国民健康保険被保険者証 葬祭執行者の通帳 葬祭執行者の印鑑	国保年金班
後期高齢者医療保険加入者の場合	後期高齢者医療被保険者証をお返してください。	後期高齢者医療被保険者証	町民課
	葬祭費が支給されますので、窓口で申請してください。	後期高齢者医療被保険者証 葬祭執行者の通帳 葬祭執行者の印鑑	国保年金班
国民年金加入者の場合 国民年金受給者の場合	手続きについてご説明します。窓口にお越しください。		町民課 国保年金班
医療受給者の場合	受給の中止の手続きをしてください。	医療受給者証(妊産婦・乳幼児・ひとり親家庭)	町民課 町民生活班
身障者手帳をお持ちの場合	身体障害者登録抹消の手続きをしてください。	身障者手帳 印鑑	福祉課
介護保険証をお持ちの場合	保険証をお返してください。	介護保険被保険者証	福祉課

